



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】4月からの法改正②（介護・高齢者雇用編）

人口減少社会を本格的に迎えるなかで、育児や介護、高齢者雇用の分野で、仕事と家庭の両立をきめ細かく対応するべく、多用な働き方を実現するための法改正が4月より実施されます。2回の連載で改正内容を採り上げます。後編の今月号は、介護休業・高齢者雇用編です。

育児介護休業法（介護休業）の改正

介護の両立支援制度に関する個別周知・意向確認措置が義務化されました。

対象者	企業に求められる対応	周知内容・情報提供事項	周知・提供の方法
介護に直面した（対象家族が生じた）ことを申出た労働者	● 個別の制度 周知 ● 利用に関する 意向の確認	① 介護休業制度 に関する内容 ・ 介護休業 ・ 介護休暇 ・ 所定外、時間外、深夜労働の制限 ・ 所定労働時間の短縮等	● 面談 ● 書面交付 ● F A X ● メール等のいずれか
40歳 に達する労働者	● 制度の 情報提供	② 介護休業制度の 申出先 ③ 介護休業給付金 に関する内容	

Check! 労働者が介護休業・介護両立支援制度を円滑に申し出ることができるように、企業が**雇用環境整備**（研修の実施、相談体制の整備等）に関する措置を行うことも義務化されました。

Point! 40歳に達する労働者への情報提供時期は「**40歳に達する日の属する年度内**（原則4/1～3/31）」または「**40歳に達する日から1年以内**」のいずれかの区分で実施するとされています。



ここがポイント

● 高齢者雇用安定法の改正

高齢者雇用安定法では、60～65歳までの雇用確保措置として①定年廃止、②定年延長、③**継続雇用制度**が義務づけられています。

継続雇用制度については、労使協定で対象者を限定する経過措置が認められていましたが、この**経過措置が3月31日をもって終了**しました。

4月以降も継続雇用制度を採用する場合には、退職・解雇理由に該当する場合を除き**希望者全員を65歳まで継続雇用**する必要があります。

労務Room Q & A

Q

高齢者雇用安定法の改正にともない、高齢者雇用継続給付も改正されるのですか？

A

高齢者雇用継続給付は、60～65歳の雇用保険の被保険者に対して、60歳時点の賃金と比較して賃金が75%未満に下がった場合に支給されます。

支給率は賃金が減少するほど上がり、最大で低下後の賃金の15%でした。

これが4月1日以降に60歳に達する雇用保険の被保険者について、最大支給率が**10%**に縮小されます。

法改正時の“儀式”

法改正があるたびに、弊所では就業規則や関連規程の改定作業を行っています。いつご依頼が来ても対応できるように、事務所のひな形をバージョンアップしています。いわば儀式化しているのですが、ここ数年は特に育児介護休業規程の“儀式”を頻繁に行っています。

それだけ育児介護休業法（育介法）の改正が矢継ぎ早に行われていることになるわけですが、ここ数年の頻発ぶりには正直対応に苦慮しています。

政府が少子高齢化に危機感を持っているからこそではあるのですが、最近の育介法の改正は、頻度に加えて内容もかなり細分化されています。恥ずかしい告白ですが、実務として扱っている身でも就業規則の新旧対照の確認に骨が折れます。経営者や人事担当者の方からすれば、なお一層実感するところではないでしょうか。

少しでも多くの人が利用できる制度にしようという趣旨は理解できるのですが、改正されるたびに厚生労働省の育児介護休業規則例が増築を重ねる様を眺めると、本来の目的に照らして逆効果になっていないかと一人で勝手に心配していました。

そんな懸念が届いたのか、最近は厚労省のひな形も「詳細版」と「簡易版」の二本立てになっています。儀式も複雑巧緻が極まると簡素化されるのでしょうか。



【魚くん探知記】 今月の一尾

吉備女子・鯪：きびなご

“キビナゴ”と聞いてすぐにはイメージできない人でも、刺身の「菊花盛り」を見れば「あの魚か」と思い浮かぶでしょう。

イワシの仲間では最も小さく、名産地の鹿児島県では、帯のことを「きび」と呼び、小魚を「なご」と呼ぶところから命名されました。

初夏と冬の2回に旬を迎えます。初夏に獲れる子持ちキビナゴは、天ぷらやフライでも美味しくさを堪能できます。

銀鱗の姿から「海のしずく」の異名がありますが、その名のとおり鮮度劣化が早い繊細な魚です。

ゆえに桃太郎も**キビナ（ダ）ンゴ**は腰には差せなかったのでしょう。



【一劇必撮】 今月的一枚



とちぎ・蔵の街

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL：03-3370-3733

FAX：03-6300-4740

URL：<https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所